

## ま え が き

工業統計調査（経済産業省所管）は、製造業の実態を明らかにし、製造業に関する施策の基礎資料等を得ることを目的とする統計法に基づく基幹統計調査です。

この工業統計調査は、100年以上の歴史を持ち、経済センサス-活動調査が実施される前年を除き、毎年実施されています。

本報告書は、平成24年12月31日現在で「従業者4人以上の事業所」を対象に実施した工業統計調査の調査結果のうち、東京都分について独自に集計・編集したもので、統計表とともにグラフや付表を加えた概説を掲載するなど、幅広く御利用いただけるように努めました。

国や都道府県、区市町村における産業振興施策の基礎資料をはじめとして、企業の経営指針、大学や研究機関の経済分析、小・中・高等学校の教育資料などに御活用いただくとともに、一層の充実、改善のため、皆様の御意見をお寄せいただければ幸いです。

最後に、工業統計調査の実施に当たり、御回答いただきました事業所の皆様をはじめ、関係団体、調査に携わられた調査員、指導員及び区市町村職員の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

平成26年2月

東京都総務局統計部長

中村 豊

## 統計表の表章項目早見表

表番号	集計対象 規模区分	区 分	事 業 所 数	従 業 者 数	現 金 給 与 総 額	原 材 料 使 用 額 等	製 造 品 出 荷 額 等	付 加 価 値 額	粗 付 加 価 値 額	有 形 固 定 資 産 額	生 産 額	在 庫 額	リ ー ス 額	工 業 用 地	工 業 用 水
第 1 表	4 人 以 上	産 業 細 分 類	○	○	○	○	○	○	○	○					
第 2-1-a 表	30 人 以 上	産 業 小 分 類	○	○	○	○	○	○	○						
第 2-1-b 表			○							○	○	○	○		
第 2-2 表	4 ～ 29 人		○	○	○	○	○		○						
第 3-1 表	4 人 以 上	産 業 中 分 類 従 業 者 規 模	○	○	○	○	○	○	○						
第 3-2 表	30 人 以 上		○							○	○	○	○		
第 4 表	4 人 以 上	区 市 町 村 産 業 小 分 類	○	○	○	○	○	○	○						
第 5-1-a 表	30 人 以 上	区 市 町 村 産 業 中 分 類	○	○	○	○	○	○	○						
第 5-1-b 表			○								○	○	○	○	
第 5-2 表	4 ～ 29 人		○	○	○	○	○		○						
第 6-1 表	4 人 以 上	区 市 町 村 従 業 者 規 模	○	○	○	○	○	○	○						
第 6-2 表	30 人 以 上		○								○	○	○	○	
第 7 表	4 人 以 上	品 目	○				○								
第 8-1 表	30 人 以 上	産 業 中 分 類 従 業 者 規 模	○											○	○
第 8-2 表		区 市 町 村	○											○	○
第 9 表	4 人 以 上	産 業 中 分 類 経 営 組 織 資 本 金 階 層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

## 利用上の注意

### 1 工業統計調査について

#### (1) 調査の目的

製造業の実態を明らかにし、製造業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

#### (2) 調査の根拠

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則(昭和 26 年通商産業省令第 81 号)によって実施される。

なお、工業統計調査規則及び調査票様式を巻末に掲載している。

#### (3) 調査の期日

平成 24 年工業統計調査は、平成 24 年 12 月 31 日現在で実施した。

#### (4) 調査の対象

日本標準産業分類による「大分類Eー製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く。)のうち、従業者 4 人以上の事業所を対象とする。ただし、製造・加工又は修理を行っていない本社、本店等の事業所を除く。

注)「経済センサス-活動調査」の創設に伴い、工業統計調査としては、全数調査(全事業所を対象とする調査。昭和 58 年以降は平成 20 年まで西暦末尾 0、3、5、8 年に実施)が廃止された。

なお、全事業所を調査対象とする「平成 24 年経済センサス-活動調査」は、平成 24 年 2 月 1 日現在で実施され、本報告書では、工業統計相当集計結果を平成 23 年値として表章している。

#### (5) 調査の種類

工業統計調査は、甲調査及び乙調査の 2 種類で、区分は次のとおりである。

従業者 30 人以上の事業所：甲調査(工業調査票甲)

従業者 29 人以下の事業所：乙調査(工業調査票乙)

なお、調査は、報告義務者の自計報告により行っている。

#### (6) 調査事項

調査事項は、巻末(付録)の工業調査票甲及び乙のとおりである。

### 2 工業統計調査用産業分類

- (1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (右記を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

各事業所が産出する製造品及び賃加工品については、日本標準商品分類を参考に工業統計調査の産業格付を行うために設定した品目番号(6桁)で分類している。

- (2) 統計表中、「中分類18ープラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲は、次のとおりである。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板・標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

(3) 結果の概説及び付表における産業中分類名の略称については、〈別表〉のとおりである。

### 3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法（産業格付）は、次のとおりである。

#### (1) 一般的な方法

- ① 製造品及び賃加工品（以下「製造品等」という。）が単品の事業所については、品目番号（6桁）の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品等が複数品目にわたる事業所の場合は、品目番号の上2桁（中分類）が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も大きいもので2桁（中分類）を決定する。次に、その決定された2桁（中分類）のうち、上記と同様の方法で3桁（小分類）、4桁（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。  
なお、製造品出荷額等が等しい場合は、分類番号の若い番号に格付けする。

#### (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

その産業とは、「中分類 22—鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

## 4 統計表の項目の説明

### (1) 事業所数

平成24年12月31日現在の数値である。

「製造業」に属する事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

なお、統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、産業の格付けと関係なく、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。

### (2) 従業者数

平成24年12月31日現在の数値である。

従業者とは、事業所で業務に従事する者をいう。従業者数は、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者の計であり、臨時雇用者を除いたものである。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主及び無報酬で常時就業している家族をいう。したがって、実務に携わっていない個人事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかの者をいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、他の企業からの出向従業者などで、雇用期間がア、イに準じる者

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

### (3) 現金給与総額

平成24年1年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員・正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

### (4) 原材料使用額等

① 平成24年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などをいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費(外注加工費)とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

カ 転売した商品の仕入額とは、平成24年1年間において、実際に売り上げた転売品(他から仕入れ又は受け入れてそのまま販売したもの)に対応する仕入額をいう。

- ② 統計表「第2-1-a表」及び「第5-1-a表」の表頭の「原材料使用額等」については、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」を表章していないため、「うち原材料使用額」～「うち委託生産費」の計と「原材料使用額等」の「総額」とは一致しない。

#### (5) 製造品出荷額等

平成24年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む。)で、平成24年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成24年中に返品されたものを除く。)

- ② 製造品出荷額は、工場出荷金額によっている。

ただし、割り引き、値引きされたものは、その分を差し引いた工場出荷金額とする。

- ③ 加工賃収入額とは、平成24年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

- ④ その他収入額とは、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず・廃物出荷額以外の収入額をいう。

#### (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業者30人以上)

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

#### (7) 有形固定資産の額(従業者30人以上)

平成24年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物等 … 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)

ウ 機械等 … 機械及び装置(附属設備を含む。)

エ 備品等 … 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

- ② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所へ

の引き渡しなどの額をいう。

③ 建設仮勘定

建設仮勘定の増とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

建設仮勘定の差引増減＝増(増加額)－減(減少額)

④ 有形固定資産の投資総額

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の差引増減

(8) リース契約による契約額及び支払額（従業者30人以上）

① リースとは賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。

なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成24年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

③ リース支払額とは、平成24年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成24年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(9) 生産額（従業者30人以上）

以下の算式により算出し、表章している。

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

(10) 付加価値額（粗付加価値額）

以下の算式により算出し、表章している。

① 従業者30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額(\*1)＋推計消費税額(\*2))－原材料使用額等－減価償却額

② 従業者29人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額(\*1)＋推計消費税額(\*2))  
－原材料使用額等

注) 従業者29人以下の事業所は、製造品の年初及び年末の在庫額、半製品及び仕掛品の年初及び年末価額並びに減価償却額を調査していないため、粗付加価値額として算出している。

\*1 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

\*2 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(11) 工業用地（従業者30人以上）

① 敷地面積は、平成24年12月31日現在において、事業所が使用(賃借を含む。)している敷地の全面積

である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

また、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含めている。

- ② 建築面積は、事業所の敷地面積内にあるすべての建築物の面積の合計をいう。
- ③ 延べ建築面積は、事業所の敷地面積内にあるすべての建築物の面積の各階の面積の合計をいう。

## (12) 工業用水（従業者30人以上）

工業用水は、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいう。

また、1日当り用水量は、平成24年1年間の工業用水の総量を操業日数で割ったものをいう。

### ① 淡水用水量

#### ア 水源別用水量

- (ア) 公共水道…都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水
  - ・工業用水道…飲用に適しない工業用水を供給する水道(工業用水道)から取水した水
  - ・上水道…一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道(上水道)から取水した水
- (イ) 井戸水…浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水
- (ウ) その他の淡水…(ア)、(イ)及び(エ)以外の淡水（例えば、地表水、伏流水、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水など）
- (エ) 回収水…事業所内で一度使用した水を、循環して使用する水。回収装置(冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など)を通すかどうかの有無は問わない。

#### イ 用途別用水量

- (ア) ボイラ用水…ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水
- (イ) 原料用水…製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水
- (ウ) 製品処理用水・洗じょう用水…原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料、製品などの洗じょう用に使用した水
- (エ) 冷却用水・温調用水…冷却用水は工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、温調用水は、工場内の温度又は湿度の調整のために使用した水
- (オ) その他…(ア)～(エ)以外の水で、従業者の飲料水、雑用水など

### ② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水

## (13) 経営組織

「会社」、「組合・その他の法人」及び「個人」に区分される。

- ① 会社とは、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社をいう。
- ② 組合、その他の法人(以下「組合・その他」という。)とは、法律の規定によって法人格を認められた事業を営む組合、上記①の会社を除いたその他の法人などをいう。
- ③ 個人とは、個人で事業を営んでいるものをいう。

なお、共同経営の場合であっても、法律の規定によって法人格を認められていない場合は、個人に含まれる。



#### (14) 資本金または出資金額

平成24年12月31日現在で払込済みの資本金の額又は出資金の額である。

#### (15) 単位当たり及び付加価値率・原材料率・在庫率の算式

##### ① 1事業所当たり従業者数・製造品出荷額等・付加価値額

$$1 \text{ 事業所当たり従業者数} = \frac{\text{従業者数(臨時雇用者を除く。以下同じ)}}{\text{事業所数}}$$

$$1 \text{ 事業所当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税}(*1) + \text{推計消費税}(*2))}{\text{事業所数}}$$

$$1 \text{ 事業所当たり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$$

##### ② 1従業者当たり製造品出荷額等及び付加価値額

$$1 \text{ 従業者当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税}(*1) + \text{推計消費税}(*2))}{\text{従業者数}}$$

$$1 \text{ 従業者当たり付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

##### ③ 常用労働者1人当たり現金給与総額

$$\text{常用労働者1人当たり現金給与総額} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者}}$$

##### ④ 付加価値率（従業者30人以上）

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額+その他収入} - (\text{消費税を除く内国消費税}(*1) + \text{推計消費税}(*2))}$$

##### ⑤ 原材料率（従業者30人以上）

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額}}{\text{生産額+その他収入} - (\text{消費税を除く内国消費税}(*1) + \text{推計消費税}(*2))}$$

##### ⑥ 在庫率（従業者30人以上）

$$\text{在庫率} = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税}(*1) + \text{推計消費税}(*2))}$$

\*1、\*2 は、「(10) 付加価値額（粗付加価値）」参照

## 5 符号等

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」 表章単位未満

「-」 皆無又は該当数値なし

「…」 当該数値が不詳又は不明（未調査、未集計のため数値が得られないもの等）

「△」 マイナスの数値

「x」 秘匿数値(\*)

\*該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

なお、事業所数及び従業者数については、秘匿していない。

- (2) 表示されている単位未満は四捨五入している。そのため、増減数・率及び総数と内訳の計が一致しない場合がある。

また、単位の異なる表においては単位未満を四捨五入して計算しているため、表示されている増減数、増減率及び構成比と相違する場合がある。

## 6 その他

- (1) この報告書の数値は、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) 日本標準産業分類の第11回改定（平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用）が実施され、旧小分類「新聞業」、「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、「新聞業」及び「出版業」は製造業に含まれなくなった。そのため、比較にあたって、平成13年以前の結果は、「新聞業」、「出版業」に格付けされた事業所を除いた値を用いている。
- (3) 平成19年調査から、製造業を営む事業所における製造以外の活動についても把握するため、製造品出荷額等に「その他収入額」が、原材料使用額等に「製造に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」が調査項目として追加された。このため、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額」については平成18年以前の数値と不連続を生じているが、本報告書においては、調査によって得られた数値を集計している。
- (4) 結果の概説中で、前回として比較しているのは、平成22年工業統計調査の結果である。

なお、平成23年の数値は、平成24年経済センサス-活動調査から工業統計調査の条件を満たす事業所を抽出し、製造業独自の調査事項を集計した結果（工業統計相当集計結果）である。

経済センサス-活動調査は、調査の期日を2月1日とし、原則として全産業を調査の対象としているなど、工業統計調査（調査期日を12月31日、製造業のみが調査の対象）とは違いがあり、厳密には接続しない。

また、経済センサス-活動調査の産業横断的集計による結果は、全産業共通の調査事項を集計したものである。その製造業結果は、集計対象や集計項目が異なるため、本報告書における平成23年の数値（工業統計相当集計結果）と異なるので注意が必要である。

- (5) この報告書に掲載された統計データ等を引用・転載する場合には、東京都総務局統計部『2012 東京の工業』から引用・転載した旨明示してください。

この報告書の問い合わせ先

東京都総務局統計部産業統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5321-1111（代表） 内線25-581～586

URL <http://www.toukei.metro.tokyo.jp/kougyou/kg-index.htm>

<別表>

産業分類略称一覧

産業中分類番号	産業中分類名	略称	
09	食料品製造業	食料品	食料
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等	飲料
11	繊維工業	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	木材
13	家具・装備品製造業	家具・装備品	家具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品	紙パ
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	石油
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック	プラ
19	ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品	皮革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石	窯業
22	鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
24	金属製品製造業	金属製品	金属
25	はん用機械器具製造業	はん用機械	は用
26	生産用機械器具製造業	生産用機械	生産
27	業務用機械器具製造業	業務用機械	業務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス	電子
29	電気機械器具製造業	電気機械	電気
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械	情報
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械	輸送
32	その他の製造業	その他	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。